

# 能代河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

## 【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。また、近年ハリエンジュ（ニセアカシア）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

## イ. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

公募に参加する者は個人及び団体・企業問わず参加が可能であるが、下記①～⑤を満たすものとする。

- ① 過去3年間（令和3年度～令和5年度）に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② （企業の場合）公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ （企業の場合）公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ （企業の場合）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## ロ. 手続き等

### ①提出書類

公募説明書に添付の応募様式（河川法関係様式－1）及び伐採作業計画書（河川法関係様式－2）を期限までに提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）

<提出書類取得方法>

能代河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは能代河川国道事務所 河川管理課、二ツ井出張所、及び鷹巣出張所で入手できる。

【能代河川国道事務所ホームページURL】

[https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/oshirase/jyumoku\\_bassai/main.html](https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/oshirase/jyumoku_bassai/main.html)

### ②応募様式の提出期限

令和6年9月27日（金）まで（土日を除く）

受付時間：9：00～16：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③応募様式等の提出先及び問い合わせ先

【河川管理課】 〒016-0121 秋田県能代市鰯淵字一本柳97-1  
電話 0185-70-1246

【二ツ井出張所】 〒018-3103 秋田県能代市二ツ井町荷上場字中島26  
電話 0185-73-5432

【鷹巣出張所】 〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字柳中9-1  
電話 0186-62-1226

ハ. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから採取の効果等を総合的に評価（採取計画、実施項目、実行性、地域性等）し、選定する。実施項目の評価に当たっては、伐木した枝葉の搬出を含んで実施する場合は優位に評価する。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

ニ. 採取区域と樹径等の情報（樹種など）

【二ツ井出張所管内】

能代市扇田地先（米代川左岸） 3区画（1区画あたり 約2,000㎡）

【鷹巣出張所管内】

北秋田市防沢地先（米代川右岸） 5区画（1区画あたり 約2,000㎡）

北秋田市栄地先（米代川右岸） 2区画（1区画あたり 約2,000㎡）

※詳細は、別添図面（公募型樹木採取箇所図）のとおり

※必要に応じて、各自現地確認をすること。

ホ. 採取時期

許可の日から令和6年12月27日まで

ヘ. 採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通法規の遵守等）の内容

盗難防止対策、猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、隣接作業者との連絡調整、法令遵守

ト. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報

し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

#### チ. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となる。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

※河川法25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

#### リ. その他

- ① 伐採者が確定した後、採取区画の通知、並びに伐採作業における留意点等について、管轄の出張所より説明がありますので、説明を受けたあとに作業着手すること。（説明を受けていない者は、伐採作業が出来ません）
- ② 各応募地区内の区画番号（伐採箇所）は、能代河川国道事務所で選定する。また、各応募地区の区画数より多い応募者があった場合は、他の地区に選定する場合がある。当該地区・区画番号に納得が得られない場合は、選定されない場合がある。
- ③ 伐採は、保全樹木以外は樹木の種類に関係なく全伐採を基本とする。
- ④ 伐採により発生する枝葉等についても持ち帰ることが出来るが、搬出しない場合は、搬出しやすいように河川管理者が指定した箇所に集積すること。
- ⑤ 伐採した樹木及び機械器具類は、現地に仮置きすること無く、その都度（毎日）河川敷から搬出すること。
- ⑥ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ⑦ 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答していただく。

条 件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、担当区間の能代河川国道事務所二ツ井出張所長または鷹巣出張所長（以下「所長」という。）と協議の上、変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

（1）住所又は氏名を変更したとき

（2）許可を受けた行為を廃止したとき

（3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、作業に先立ち所長に作業計画書を提出し確認を受けること。また、採取に着手するときは、事前に別紙（様式1）を所長に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙（様式2）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第9条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

(様式1)

令和 年 月 日

能代河川国道事務所  
出張所長 殿

申請者 住所：

氏名：

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 :
2. 許可年月日及び番号 :
3. 河川の名称 : 米代川水系 川
4. 採取の場所 :
5. 採取の期間 : 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
6. 緊急時の連絡先 :

注) 着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

能代河川国道事務所  
出張所長 殿

申請者 住 所 :

氏 名 :

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 :
2. 許可年月日及び番号 :
3. 河川の名称 : 米代川水系 川
4. 採取の場所 :
5. 採取の期間 : 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
6. 確認希望年月日 : 令和 年 月 日

注) 状況写真(着手前、作業中及び完了後)及び、その他必要な書類を添えて提出すること。